解散公告（第一回）

当組合は、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定に基づき、平成二十九年三月三十一日に柏市長の認可を受け解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十九日

千葉県柏市中央町二番一号　四階

柏駅東口D街区第一地区市街地再開発組合

代表清算人　坂巻　眞一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年二月二十四日東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十九日

東京都八王子市万町七八番地二三グランシティ八王子公園通り四〇一号

医療法人社団明仁会

清算人　鈴木　昌代

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十九日

東京都港区赤坂九丁目六番三〇号ルイマーブル乃木坂内

ルイマーブル乃木坂管理組合法人

清算人　木田二士夫

解散公告（第一回）

当組合は平成二十九年三月三十一日付神奈川県告示第一六一号により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十九日

神奈川県大和市大和東二丁目二番一号

大和駅東側第4地区市街地再開発組合

代表清算人　蒲生　文衛

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年十月二十八日開催の理事会の決議並びに長野市長の認可により、平成二十九年四月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十九日

長野県長野市大字鶴賀六一六番地一

社会福祉法人栗田保育園

清算人　原山　敏一

解散公告（第一回）

当認可地縁団体は、平成二十九年三月十九日開催の総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十九日

佐賀県鳥栖市原古賀町八二〇番地二九

認可地縁団体原古賀住宅区

清算人　尼寺　学

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年三月三十日前橋市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十九日

群馬県前橋市大手町二丁目一二番一号

前橋市南部拠点西地区土地区画整理組合

代表清算人　青木　章

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年三月十八日開催の臨時社員総会の決議並びに京都府知事の認可により、平成二十九年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十九日

京都府京丹後市丹後町久僧四一七番地

医療法人愛心会

清算人　木村　秀明

解散公告（第二回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日付けで兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に対し債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十九日

兵庫県三木市口吉川町殿畑六三八番地

清算法人三木北部土地改良区

清算人代表　藤田　博冨

解散公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十九年二月二十日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がない時は確定企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十九年四月十九日

千葉県袖ケ浦市北袖二五番地

広栄化学工業株式会社確定給付企業年金

清算人　栗山　基

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十九日

横浜市南区弘明寺町一四八番地五

医療法人社団西山歯科医院

清算人　西山　勝也

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十九年三月十五日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十九日

高知県幡多郡黒潮町入野二〇一九番地一

清算法人大方町中央地区土地改良区

清算人代表　秋田　敬

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年八月三十一日開催の社員総会決議並びに福岡県知事の認可により平成二十九年三月八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十九日

福岡県北九州市若松区東小石町一四番一三号

医療法人たなか歯科医院

清算人　田中　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北見市春光町三丁目一〇番、最後の住所北海道北見市山下町二丁目一番五―三〇五号

被相続人　亡　山本　雄治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十九日

事務所北海道北見市大通西四丁目二番地

ノースウイングビル四階

相続財産管理人　弁護士　野呂　伸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道網走市新町三丁目七七番地、最後の住所北海道北見市北二条西五丁目二番地

グループホームゆう&あい向陽

被相続人　亡　佐藤レイ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十九日

事務所北海道北見市大通西四丁目二番地

ノースウイングビル四階

相続財産管理人　弁護士　野呂　伸一